

## 宮城県土木部「週休2日モデル工事」実施要領

### (趣旨)

第1 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行するなか、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場の就労環境の改善が求められている。

本要領は、地域建設業における週休2日の確保に向けた課題を把握するとともに、就労環境の改善に向けた意識の向上を図るために宮城県土木部が試行する「週休2日モデル工事」(以下「モデル工事」という。)の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2 原則、宮城県土木部が発注する工事を対象とする。ただし、次の各号に該当する工事は除くものとする。

- (1) 災害復旧工事
- (2) 供用開始などの工程上制約がある工事
- (3) 用地買収、関係機関協議、他工事との調整等で工程に大きく影響する工事
- (4) その他、モデル工事に適さない工事

### (発注型式)

第3 発注においては、次のいずれかによる型式を基本とする。

- (1) 発注者指定型(発注者が、週休2日に取り組むことを指定する型式)
- (2) 受注者希望型(受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む型式)

### (実施方法)

第4 発注者は、モデル工事の実施に当たって、別紙1に基づき入札公告及び特記仕様書に、「週休2日モデル工事」である旨及びモデル工事の型式を明示するものとする。

2 発注者は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を現場閉所(以下「休工期」という。)とすることを前提とした工期設定を行うものとする。

3 モデル工事の対象期間は、現場施工に着手した日(準備期間は含まない)から現場施工が完了した日(後片付け期間は含まない)までとする。

4 モデル工事の対象期間中、原則として土曜日及び日曜日並びに国民の祝日を現場の休工期とする。ただし、現場の特性等に応じて、同月内で別の日に休工期を振り替えできるものとし、その場合においては、4週8休を基本とするものとする。また、天候等により休工期、作業日を振り替えた場合は休工期として認めるものとする。

なお、災害時の緊急要請などやむを得ない事情について休工期として認めるかは、受発注者間の協議により決定するものとし、臨機に対応することとする。

- 5 受注者が発注者指定型及び受注者希望型で週休2日モデル工事に取り組む場合は、工事に着手するまでに第3項、第4項の条件を満たす実施工程表を作成し、発注者に提出するものとする。
- 6 受注者は、下請企業を含む現場の労働者等に対して、休工日においては、休日又は休暇（以下「休日等」という。）を取得し、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導するものとする。
- 7 受注者は、対象期間中、やむを得ない理由で休工日に現場作業を行う場合は、事前に発注者にその理由を書面で提出するものとする。
- 8 受注者は、別図1を参考に工事現場にモデル工事であることを記載したPR看板を設置するものとする。

#### （実施確認）

- 第5 受注者は、第4条第5項の実施工程表に基づき、別紙2を参考とし、休工と現場の労働者等の休日等の取得計画が確認できる休日等取得計画書（以下「計画書」という。）を作成し、発注者へ提出するものとする。
- 2 計画書は、月単位を原則とし、初回の提出は、工事に着手するまでとし、それ以降の提出は、翌月の作業開始前までとする。
- 3 受注者は、別紙3の記載例を参考とし、週間工程表を作成し、毎週末に監督職員に提出するものとする。
- 4 受注者は、発注者に提出した計画書の翌月1日から7日以内（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く）に別紙4の記載例を参考とし、計画書に基づく休日等の取得の実績が確認できる休日等取得実績書を作成し、発注者へ提出するものとする。

#### （積算方法）

- 第6 発注者は、別紙5に基づき、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。また、発注者は、当初積算に当たって、現場環境改善費を計上するものとし、その中には、第4条第8項のPR看板の設置を含むものとする。

##### （1）発注者指定型における積算方法

当初積算時において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、設計変更時において4週8休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じた経費補正の見直しを行うものとし、4週6休に満たない場合は、全ての補正分を減額変更するものとする。

##### （2）受注者希望型における積算方法

設計変更時において現場閉所の達成状況に応じた経費の補正を行うものとする。

#### （アンケート調査の実施）

- 第7 受注者は、工事完成後、速やかに別に定めるアンケート調査に回答し、監督職員に提出するものとする。

2 監督職員は、受注者から提出されたアンケート調査の回答を速やかに宮城県土木部事業管理課技術企画班に提出するものとする。

(工事成績考査等)

第8 発注者は、休日等の取得状況や、第4条第5項及び第5条に基づく必要書類の提出状況等に応じて、別紙6に基づき、当該工事の工事成績考査において加点評価するものとする。

2 発注者は、受注者が計画書どおりに休日等の確保できなかった場合において、そのことによる文書での改善指示や工事成績考査の減点などの措置は課さないものとする。

#### 附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

この要領は、平成30年5月21日から施行する。

この要領は、令和2年6月15日から施行し、令和2年6月15日以降に入札公告する工事から適用する。ただし、令和2年6月14日までに入札公告した工事については、従前の実施要領による。

この要領は、令和2年10月1日から施行し、令和2年11月1日以降に入札公告する工事から適用する。ただし、令和2年10月31日までに入札公告した工事については、従前の実施要領による。

この要領は、令和4年5月18日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 入札公告及び特記仕様書への「週休 2 日モデル工事」である旨の明示

### 1. 入札公告への明示

週休 2 日モデル工事は、入札公告に以下のとおり記載するものとする。

<p>入札公告</p> <p>○○. その他</p> <p>(○) 本工事は、週休 2 日モデル工事（発注者指定型・受注者希望型）の対象である。</p> <p style="text-align: center;"><u>↑ どちらかを選択すること</u></p>
--

### 2. 特記仕様書（施工条件明示書）への明示

週休 2 日モデル工事は、特記仕様書（施工条件明示書）及び入札公告への明示と整合を図り、齟齬の無いように留意すること。

19 週休2日モデル工事の適用の有無		
(1) 週休2日モデル工事	<input checked="" type="radio"/> 対象 <input type="radio"/> 実施困難工事	<p>1. 週休2日モデル工事の対象工事の場合は、宮城県土木部「週休2日モデル工事」実施要領に基づき行うこととする。            なお、週休2日モデル工事の型式については、下記(2)のとおりとする。</p> <p>2. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、令和6年4月には、維持工事等も含めて、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日モデル工事」での発注を原則とする。ただし、災害復旧工事など工事期間が限定されるなど確保が難しい場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。</p> <p>実施困難工事 (例)            ・災害復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため</p>
(2) 週休2日モデル工事の型式	<input checked="" type="radio"/> 発注者指定型 <input type="radio"/> 受注者希望型	<p>1. 発注者指定型の場合は、当初積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。</p> <p>2. 受注者希望型の場合は、設計変更時に達成状況に応じた経費の補正を行うこととする。</p> <p>なお、(1)が実施困難工事の場合は、当該項目も対象外となる。</p>



# 週 間 工 程 表

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

工事名	工期	着工：令和 完成：令和	受注者	現場代理人	
-----	----	----------------	-----	-------	--

今週施工実施工程表

工種	今週施工実施工程表							来週施工予定工程表							備考	
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		日
床掘工		■	■													
型枠工				■	■											
配筋工									■							
コンクリート打設													■			
立会予定・実績等 その他事項				段階確認 (床掘)			休工	休工			段階確認 (配筋)			休工 養生あり	休工 養生あり	

計画：青
実施：赤



## 週休2日モデル工事の経費の補正について

### 1. 経費の補正方法

(1) 週休2日モデル工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

**【4週8休以上（累計休工日達成率100%以上）】**

- ・ 労務費 1.05
- ・ 機械経費（賃料） 1.04
- ・ 共通仮設費率 1.04
- ・ 現場管理費率 1.06

**【4週7休以上4週8休未満（累計休工日達成率87.5%以上100%未満）】**

- ・ 労務費 1.03
- ・ 機械経費（賃料） 1.03
- ・ 共通仮設費率 1.03
- ・ 現場管理費率 1.04

**【4週6休以上4週7休未満（累計休工日達成率75%以上87.5%未満）】**

- ・ 労務費 1.01
- ・ 機械経費（賃料） 1.01
- ・ 共通仮設費率 1.02
- ・ 現場管理費率 1.03

### 2. 週休2日の休工の考え方

週休2日の休工は累計休工日達成率で判断するものとし、累計休工日達成率が100%以上の場合は、週休2日の休工を実施したものとする。

なお、累計休工日達成率は「実績休工日の累計日数」／「計画休工日の累計日数」とし、期間は現場施工に着手した日（準備期間は含まない）から現場施工が完了（後片付け期間は含まない）するまでの間とする。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、休工日は現場の閉所とし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所を閉所するものとする。

※【準備期間】

施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。(ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業(足場設置等)は除く)

※【後片付け期間】

施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。

## 休日等の取得状況に応じた工事成績考査における加点評価

モデル工事の工事成績考査について、通常の考査項目の評価に加え、休日等の取得状況や、「実施要領」第4条第5項及び第5条に基づく必要書類の提出状況等に応じて、以下のとおり加点評価を行うものとする。

### <総括監督員>

考査項目	細別	加点内容
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	<p><b>休工日達成率が75%以上の場合は</b>、事例番号9（その他）の項目に、<b>以下のとおり記載し、加点</b>するものとする。ただし、工事特性による加点の範囲は他の評価項目を含めて10点以内とする。なお、休工日達成率は「実績休工日の累計日数」／「計画休工日の累計日数」とする。</p> <p>■ 9. その他（理由：週休2日モデル工事－休工日達成率〇〇%）</p> <p>※加点の範囲</p> <p>・休工日達成率      75%以上                      +2点</p>

## PR看板参考図

1.0m以上

1.0m以上

### 週休2日モデル工事

この工事は、建設産業の就労環境の改善に取り組むため、原則祝日、土曜日及び日曜日を現場の休工日としたモデル工事です。

発注者：〇〇土木事務所

受注者：〇〇建設（株）

※受注者は、工事現場の見やすい位置にPR看板を設置するものとする。